

令和 7 年度 第 2 回 兵庫県都市計画審議会

第 25 号 議案

産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

(西宮市鳴尾浜 2 丁目)

# 審議のポイント

## ■ 建築基準法

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

第五十一条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。



計画施設は民間施設であることから恒久性がなく、都市計画において敷地の位置を決定するものになじまないものであるため、建築基準法第51条ただし書許可が妥当である。

## ■ 都市計画上における支障の有無

・都市計画の観点から敷地の位置が適正であるか。

(周辺環境に影響を与えるおそれがないか、周辺環境への影響について適切な措置が講じられているか等)

# 事業概要

## 廃棄物処理施設【脱水施設の新設】

### 敷地の位置

- ・所在地 西宮市鳴尾浜2丁目1番16
- ・敷地面積 約6,637m<sup>2</sup>
- ・地域地区等 準工業地域(容積率200%・建蔽率60%)  
特別用途地区「臨海産業地区」  
建築協定地区「西宮市鳴尾浜南地区」

### 事業者

- ・株式会社リヴァックス

### 事業概要

本施設は、平成17年に汚泥の乾燥施設等の産業廃棄物処理施設として、建築基準法第51条ただし書許可を受け、現在も稼働中である。

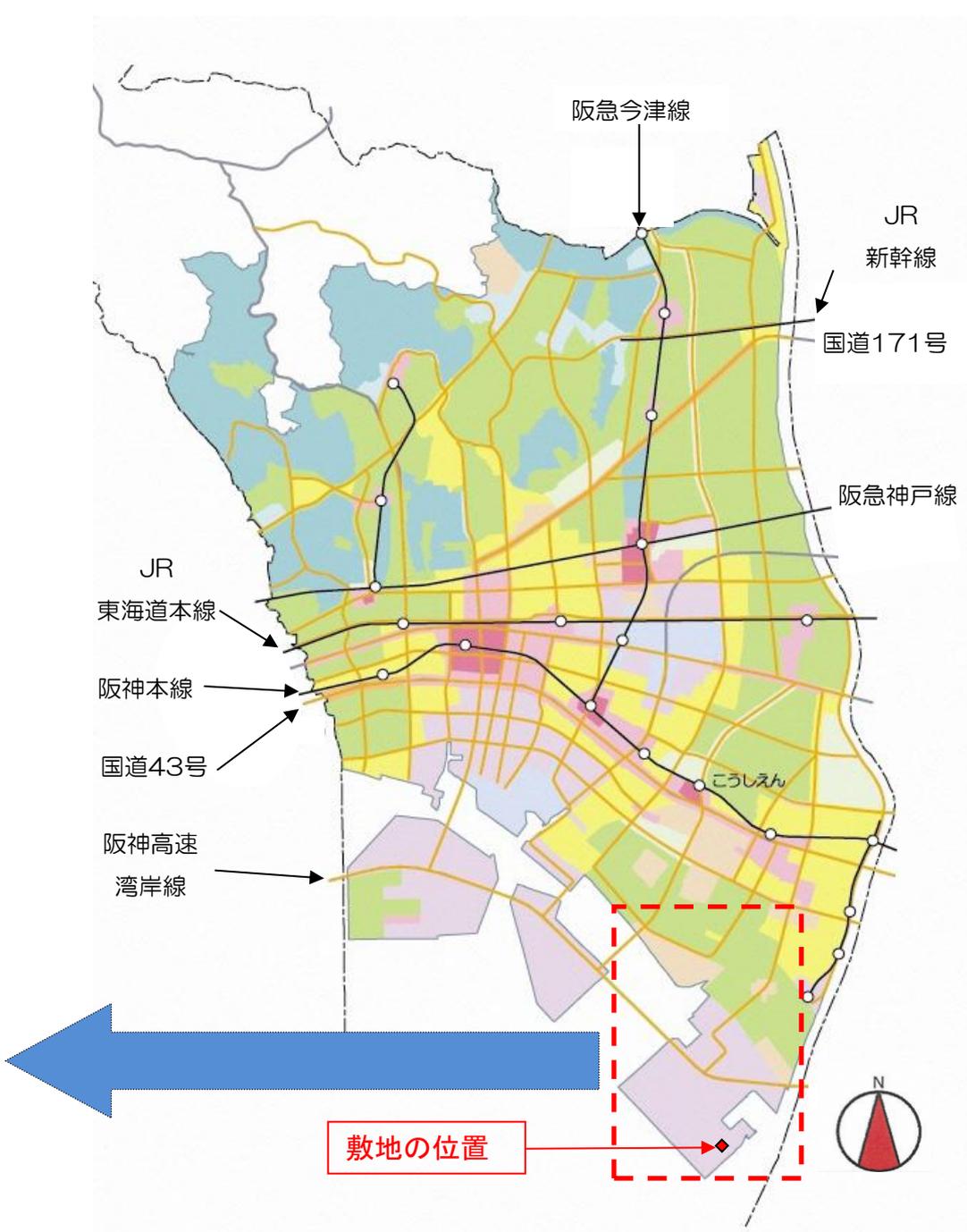
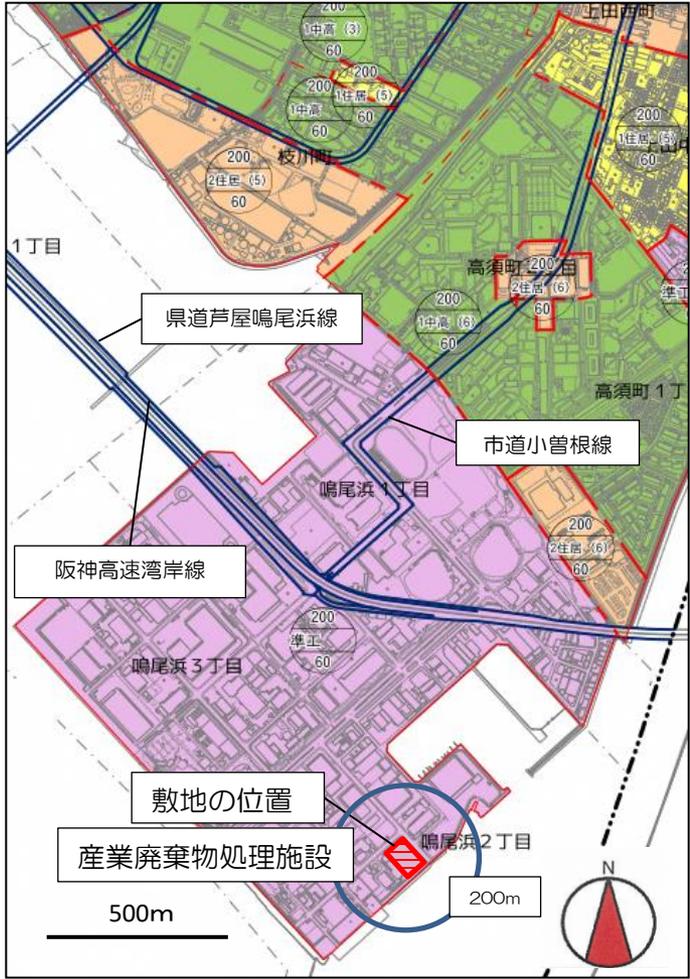
今回の計画は、既存の建築物に脱水施設を新設に伴い処理能力が、制限を超えるため、同許可を受けるものである。

### 対象施設

	処理能力		法第51条ただし書の制限	備考
	既設	新設	廃掃法令第7条※	
①汚泥の脱水施設（新設）	-	80m <sup>3</sup> ／日	10m <sup>3</sup> ／日	※今回対象施設
②汚泥の乾燥施設（既設）	90.9m <sup>3</sup> ／日	-	10m <sup>3</sup> ／日	平成17年許可

※廃掃法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

# 位置図(都市計画図)



# 周辺航空写真



県道芦屋鳴尾浜線

市道小曾根線

住宅地

鳴尾浜IC

約850m

阪神高速湾岸線

臨海産業地区

法51条許可施設  
(産業廃棄物処理施設等)

敷地の位置



# フロー(脱水施設)

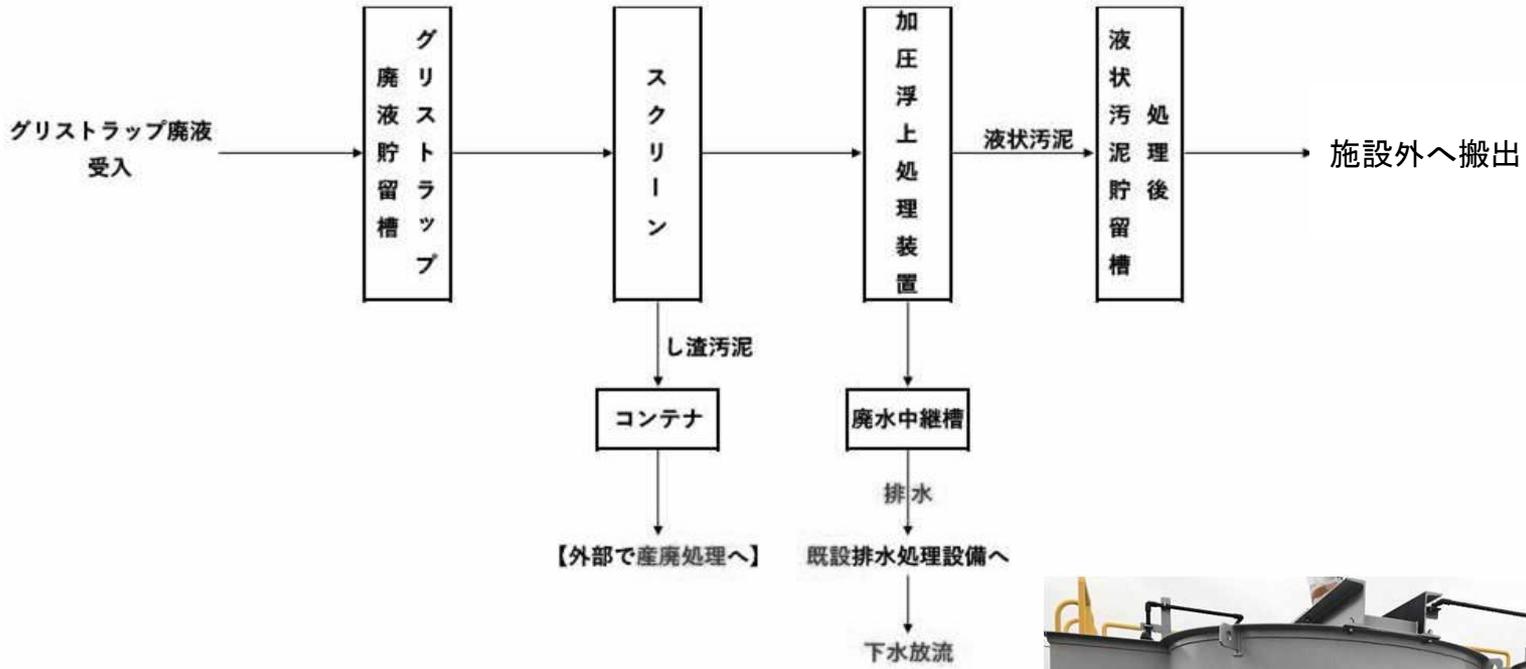
(配置図)

配置図



# 処理工程(脱水施設)

計画している汚泥脱水施設『汚泥（グリストラップ廃液）』の処理工程



イメージの写真

# 車両運行ルート



ルート

- ① 阪神高速湾岸線
- ② 県道芦屋鳴尾浜線
- ③ 市道小曾根線

# 生活環境影響調査

## 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目

調査事項		生活環境影響要因 生活環境影響調査項目	廃棄物処理施設生活環境影響調査指針				選定した調査項目	
			廃棄物運搬 車両の走行	施設からの 悪臭の漏洩	施設からの 処理水の放流	施設の稼働	廃棄物運搬 車両の走行	施設からの 悪臭の漏洩
大気環境	大気質	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	○				▲	
		浮遊粒子状物質 (SPM)	○				▲	
	騒音	騒音レベル	○			○※2	▲	
	振動	振動レベル	○			○※2	▲	
	悪臭	特定悪臭物質濃度又は臭気指数 (臭気濃度)		○				●
水環境	水質	生物化学的酸素要求水 (BOD) ま たは科学的酸素要求量 (COD)			○※1			
		浮遊物質 (SS)			○※1			
		その他必要な項目			○※1			

凡例：「●」：調査指針（廃棄物処理施設生活環境影響調査指針 環境省 平成18年9月）で選定されている標準的な項目で、本市環境部局と協議し、今回選定した項目。

「▲」：調査指針では施設計画において運搬車両の増加台数が極めて少ないため対象外ですが、現況を基に予測評価を行う項目としています。

※1：「水質」に関しては、事業場からの排水は河川や海域といった公共用水域に放流するのではなくて、公共下水道に放流するため調査対象から除いています。

※2：「施設の稼働」による大気質・騒音・振動への影響については①公害法規（騒音規制法、振動規制法、兵庫県環境の保全と創造に関する条例）の特定施設に該当しない点、②施設は建屋内に設置し、施設の能力からみて周辺の生活環境に影響を与えないとは考えられない点、これら2点により調査対象から除いています。

### 搬入・搬出計画（ルート別車両台数）

調査表

（単位 台/日）

	現状 交通量	当該施設に係る運搬車両			増加率 (%)
		現況 交通量	将来 交通量	増減 交通量	
①阪神高速湾岸線	36,552	18	22	4	0.011
②県道芦屋鳴尾浜線	8,534	8	14	6	0.070
③市道小曾根線	11,671	8	12	4	0.034

\* 現状交通量：平日昼間12時間上下計（午前7時から午後7時）。ルート①、②は「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」一般交通量調査 箇所別基本表（国土交通省）。ルート③は「令和3年度全国道路交通情勢調査 西宮市管内一般交通量調査成果書」（西宮市）。

\*（運搬車両）（稼働時間は午前8時から午後5時）現況交通量、将来交通量、増減交通量：往復分（搬入出台数×2）としています。（単位 台）

\* 増加率：増減交通量／現状交通量×100

# 生活環境影響調査

## 廃棄物運搬車両の走行

### 大気質

調査表

長期的評価	単位	現況	基準値	判定
①二酸化窒素 (NOx)	ppm	0.033	0.04	○
②浮遊粒子状物質 (SPM)	mg/m3	0.038	0.10	○

※調査地点: 鳴尾支所局 (西宮市鳴尾町3丁目5番) ※令和5年に測定

※濃度: ①は日平均値の年間98%値②は日平均値2%除外値

※基準値: 環境基本法第16条に基づく大気汚染に係る環境基準(大気汚染に係る環境基準について、二酸化窒素に係る環境基準について、微小粒子状物質に係る環境基準について)を基に設定した値。

### 騒音・振動

調査表

項目	単位	現況	基準値	判定
騒音レベル	dB	65	70	○
振動レベル	dB	42	65	○

※現況 調査地点: 市道小曾根線(西宮市上田西町4) ※令和5年に測定 ※昼間(6:00~22:00)

※基準値 騒音レベル: 平成10年9月30日環境庁告示第64号により騒音に係る環境基準のうち、幹線交通を担う道路に近接する空間に係る環境基準値。※昼間(6:00~22:00)

※基準値 振動レベル: 振動規制法第16条に基づく道路交通振動の要請限度のうち、第1種区域(昼間)に係る要請限度の値。※昼間(8:00~19:00)

予測評価結果	判定
現況の大気質、騒音・振動レベルも基準値を満足しており、運搬車両台数の計画は、現状の1日交通量に比較して殆ど影響のない台数であり、予測される結果は現況と変わらず、基準値を満たすものと評価する。	○

# 生活環境影響調査

## 施設の稼働による影響

### 悪臭

現況調査

(単位ppm)

物質名	既存調査 (敷地境界)	予測値 (建物内)	基準値 (敷地境界基準)
アンモニア	0.16	0.15	1
メチルメルカプタン	<0.0005	0.002	0.002
硫化水素	<0.0005	0.02	0.02
アセトアルデヒド	<0.004	0.04445	0.05
ノルマル酪酸	<0.0005	0.001	0.001
ノルマル吉草酸	<0.0005	0.0009	0.0009

※既存調査：敷地境界調査4地点での最大値(南側)

※物質名：特定悪臭物質22種類のうち主なもの。

※予測値：活性炭脱臭装置を稼働させた場合の汚泥の脱水施設がある建屋内における予測値。

※基準値：悪臭防止法および悪臭防止法の規定に基づく悪臭物質の規制基準について(西宮市告示)による規制基準値をもとに設定した値。

### 主な環境保全対策

- ・敷地境界線上の規制基準値を満足できる能力の活性炭脱臭装置を建屋内に設置する。(汚泥(グリストラップ廃液)から生じる原臭について活性炭脱臭装置を通過させたものを建屋内に循環させることについて、建屋内での悪臭物質濃度が基準値を満たすように設計している。)
- ・搬入、搬出車両は、密閉型の車両を使用するとともに、悪臭が漏れにくいように建屋外からホースにて搬入、搬出する。

評価結果	判定
建屋内において基準値を満足できているため、仮に建屋から空気が漏れ出したとしても、敷地境界線上においても基準値を満足できると予測される。	○

# 周辺への説明等

項目	年月日
生活環境影響調査報告	2025/1/24
広告※ (91者へ送付)	2025/3/10
縦覧 (申請者の事務所に設置) (0人)	2025/3/10~2025/4/8
意見の提出 (0件)	~2025/4/24
説明会等実施状況報告	2025/4/25

※広告：「西宮市産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」に準じて「公告」でなく「広告」としています。

## 説明会の実施

対象地域	開催日
鳴尾浜連絡会 (11人)	2025/3/24
事業計画の資料を配布の上、計画概要、影響、配慮を説明。	
説明会の主な意見	
特になし	

鳴尾浜連絡会



事業の説明及び生活環境影響調査結果の報告、質疑応答を行い、周辺事業者、関係者住民及び本市関係各課から反対意見の提出はありません。

# 都市計画上支障がない判断

## 1. 都市計画の整合

特別用途地区として定められた「臨海産業地区」に整合

## 2. 生活環境への影響

生活環境影響調査を実施し大気質、騒音、振動、悪臭が基準値を満足

## 3. 地元の了解

申請地周辺の事業者等の了解を得ている。